

第16号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

上記の議案を提出します。

令和7年2月28日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理等をする必要がある。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

目次

第1章 関係条例の一部改正（第1条—第5条）

第2章 経過措置

第1節 通則（第6条・第7条）

第2節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置（第8条—第11条）

第3節 経過措置の中野区規則等への委任（第12条）

附則

第1章 関係条例の一部改正

（中野区職員の給与に関する条例及び中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(1) 中野区職員の給与に関する条例（昭和26年中野区条例第16号）

第20条の2第3号及び第4号並びに第20条の3第1項第1号及び第3項第1号

(2) 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年中野区条例第14号）第28条第3号及び第4号並びに第29条第1項第1号及び第3項第1号

（中野区職員の分限に関する条例の一部改正）

第2条 中野区職員の分限に関する条例（昭和26年中野区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（中野区職員の退職手当に関する条例及び中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(1) 中野区職員の退職手当に関する条例（昭和32年中野区条例第1号）第17条第1項第1号及び第5項第2号、第18条の見出し及び同条第1項第1号、第19条第1項第1号並びに第21条第4項

(2) 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例（平成29年中野区条例第38号）第21条第3号及び第4号並びに第22条第1項第1号及び第3項第1号

（中野区特別区税条例及び中野区個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第4条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(1) 中野区特別区税条例（昭和39年中野区条例第58号）第72条第1項

(2) 中野区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年中野区条例第6号）附則第5条第9項及び第10項

（中野区プールの衛生管理に関する条例の一部改正）

第5条 中野区プールの衛生管理に関する条例（昭和50年中野区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第10条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第2章 経過措置

第1節 通則

（罰則の適用等に関する経過措置）

第6条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定により、なお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用

する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第7条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定により、なお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置

（中野区職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第8条 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条第1号の規定による改正後の中野区職員の給与に関する条例第20条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

2 前項に定めるもののほか、第1条第1号の規定の施行に伴い必要な

経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て中野区規則で定める。

（中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第9条 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条第2号の規定による改正後の中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第29条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

2 前項に定めるもののほか、第1条第2号の規定の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て中野区教育委員会規則で定める。

（中野区職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第10条 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条第1号の規定による改正後の中野区職員の退職手当に関する条例第17条第1項及び第5項、第18条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第21条第4項並びに中野区職員の退職手当に関する条例第21条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

2 前項に定めるもののほか、第3条第1号の規定の施行に伴い必要な経過措置は、中野区規則で定める。

（中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第11条 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条第2号の規定による改正後の中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例第

2 2 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 3 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

2 前項に定めるもののほか、第 3 条第 2 号の規定の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て中野区教育委員会規則で定める。

第 3 節 経過措置の中野区規則等への委任

第 1 2 条 この章に定めるもののほか、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 6 8 号）並びにこの条例の施行に伴い必要な経過措置は、中野区規則その他の規程で定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。